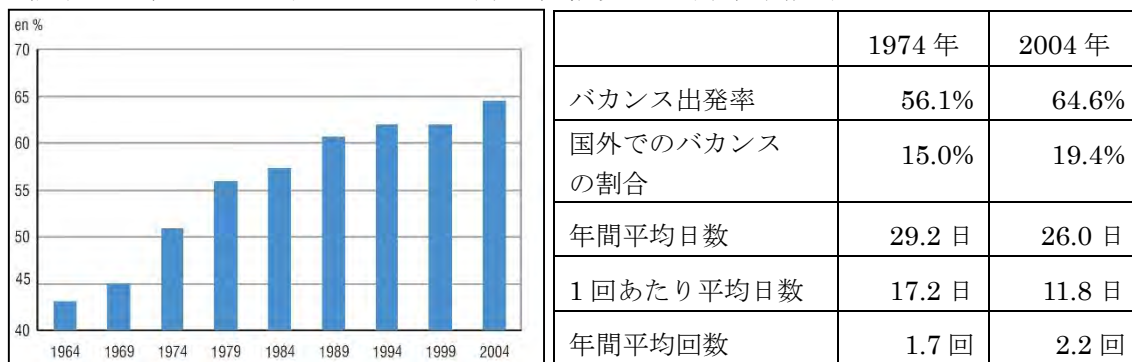


2. 2. 2. フランスにおけるファームステイの動向と支援施策

(1) フランスにおけるファームステイの需給動向

年間5週間の有給休暇制度を持ち、ドイツと並び「バカンス大国」として知られるフランスは、1936年に年間2週間の有給休暇に関する法律を制定して以降、戦後、3週間（1956年）、4週間（1969年）、5週間（1982年）の有給休暇が付与されていった。これに伴って、フランス人のバカンス旅行の出発率は上昇していき、現在では3分の2に近いフランス人が、バカンス旅行に出発している（図表2-11）⁴³。

（図表2-11）フランス人のバカンス旅行（4泊以上の旅行）出発率



資料：フランス国立統計経済研究所(INSEE) (2009) 『フランスの観光 2008年版』

ただし、こうしたバカンス旅行の大衆化傾向は、法律や企業内の労働協約の形で保障される有給休暇制度によって付与される日数の拡大に、すぐに連動したわけではない。初期のフランス人のバカンスは、海沿いのリゾート地に向かったが、「観光地化した海水浴場は、庶民には高すぎて過ごせない休暇の場であった。そこで戦後のフランス政府は、安い休暇を過ごせる場所として農村を開発しようとしたのである」⁴⁴。後述するこうした農村の民宿に対する支援だけに限らず、バカンス旅行の費用の一部を補助する「バカンス小切手」の制度、大衆リゾート施設「バカンス村」やオートキャンプ場などの宿泊施設の整備にあたっての土地の提供や補助などの様々なバカンス政策により、一般的なフランス国民が、安価にバカンス旅行を楽しめる環境が整備され、バカンス旅行が大衆化していった。その大きな柱の一つが、農村の民宿に宿泊・滞在して余暇を楽しむグリーン・ツーリズムである。

その後の傾向について、フランスのグリーン・ツーリズムの研究者の大島順子氏は、「フランスの農村ツーリズムは、ソーシャル・ツーリズムとして誕生した背景があるために、安上がりだから農村で休暇を過ごすというマイナスイメージが付きまとった。しかし1970年代半ばころから、農村で休暇を過ごす本来の良さが評価されるようになった」⁴⁵。「国民の生活水準向上に伴って、ツーリストは利用料金が高くても質の高いサービスを求めるよう

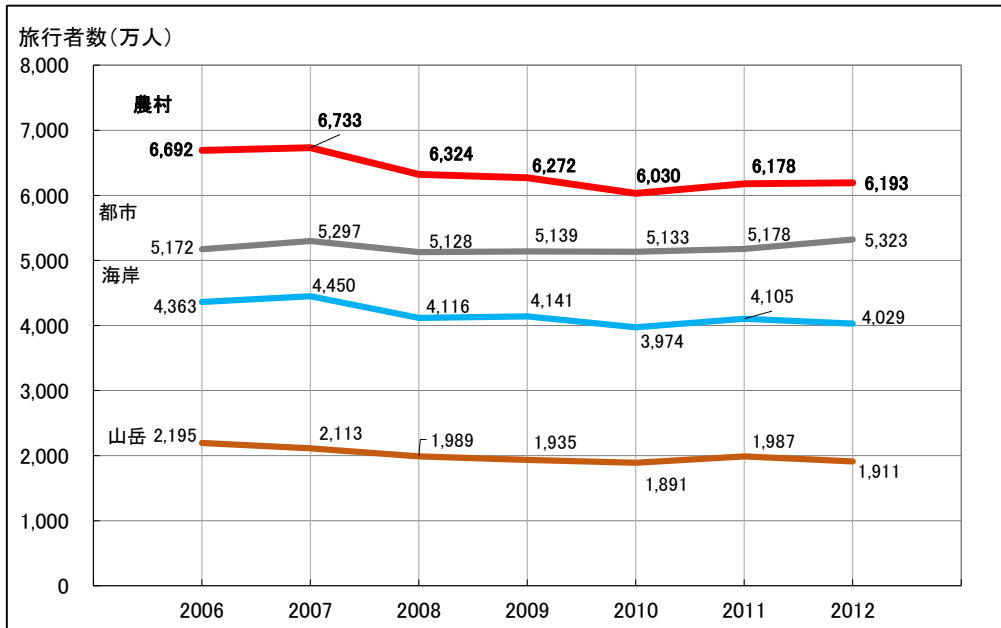
⁴³ L'Institut National de la Statistique et des Études Économiques (2009) "LE TOURISME EN FRANCE, Édition 2008", pp32

⁴⁴ 財団法人 21世紀村づくり塾 (2000) 『フランスにおけるグリーンツーリズムに対する行政支援に関する調査研究』、pp2

⁴⁵ 大島順子 (2010-07-05) 「60年の歴史を持つフランスの農村ツーリズム」『農業と経済』「農業と経済」編集委員会編、pp116

になり、農村にある観光宿泊施設の快適さは著しく向上した。フランス最大の民宿のネットワーク組織であるジット・ド・フランスの典型的な利用客も、世帯所得が中レベル以上の高学歴層となっている」⁴⁶としている。こうしたグリーntourism振興の大きな影響もあり、フランス人の地域種類別の旅行者数では、「都市」「海岸」「山岳」など他の分類を上回り、「農村」が最も多くなっている⁴⁷（図表 2-12）。

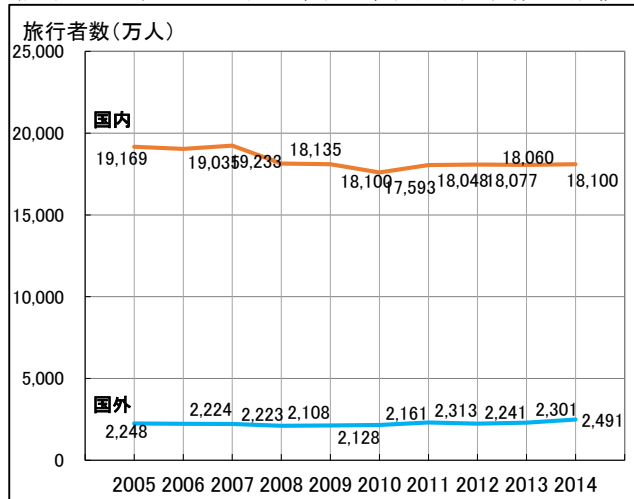
（図表 2-12）フランス人の地域種類別の旅行者数の推移



資料：フランス経済産業デジタル省企業総局『観光メモ』2011～2013年版

ただし、最近ではこの「農村」への休暇旅行は減少傾向にある。その一つの要因は、ドイツの場合と同様、休暇旅行が安く過ごせる国外に向かう傾向⁴⁸があるものと思われる。これに関しては、ジット・ド・フランスでのヒアリングでは、「昨年ごろから、中東など国外における政情不安が続いている影響で、フランス人も含めたヨーロッパ人は国内、もしくは欧州圏内にとどまる傾向が強まりつつある。現在の状況では、安いからと言ってポルトガルに行く人は多くても、ヨーロッパを

（図表 2-13）フランス人の国内・国外旅行者数の推移



資料：フランス経済産業デジタル省企業総局『観光メモ』2010～2015年版

⁴⁶ 大島順子(2010-07-05)「60年の歴史を持つフランスの農村ツーリズム」『農業と経済』「農業と経済」編集委員会編、pp116

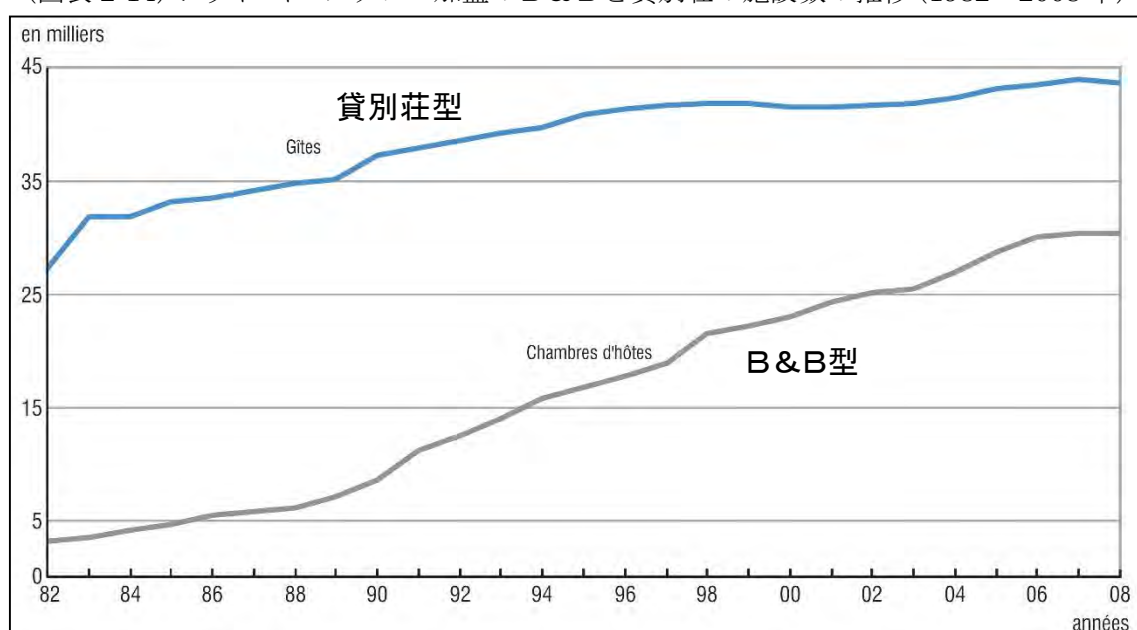
⁴⁷ La Direction Générale des Entreprises "MÉMENTO DU TOURISME" 2011～2013のデータ

⁴⁸ La Direction Générale des Entreprises "MÉMENTO DU TOURISME" 2010～2015のデータ

出て、アフリカや中東に行こうとは思わないだろう。フランスの競争相手となるのは、イタリア、ギリシャ、ドイツ、イギリスなどのヨーロッパ諸国で、その中でも地中海沿岸に位置する観光が盛んな国々である」⁴⁹という推測がなされていた。

一方、供給側の農家民宿・農村民宿については、農村地域の宿泊施設の加盟者数でもフランス最大となるジット・ド・フランスの加盟民宿の傾向を見てみると、貸別荘タイプは全体的にゆるやかに増加し、B & Bタイプは、1988年頃を境に、ゆるやかな増加から急速な増加に変化している⁵⁰ようである（図表 2-14）。これについては、「1988年には農家のツーリズム事業は農業活動の一部として法的に認められ、副業としてツーリズム事業をはじめる農家が増加した」⁵¹ことが影響しているものと思われる。

（図表 2-14）ジット・ド・フランス加盟のB & Bと貸別荘の施設数の推移（1982～2008年）



資料：フランス国立統計経済研究所(INSEE) (2009)『フランスの観光 2008年版』

こうした傾向は、2007～2008年頃を境に変わって来る⁵²（図表 2-15）。貸別荘型の増加ペースはさらに弱まり、微増か横ばい傾向となっている。B & B型は、2008年をピークに減少に転じ、2015年にはピーク時の17%減にまで減っている。ジット・ド・フランスへのヒアリングでは、「クレ・ヴァカンス (Clévacances：農村民宿を含む民宿のネットワーク組織)」など従来型の民宿のネットワーク組織だけでなく、Trip Advisor、Booking.com、Airbnbなど強力な競合相手の出現が、その要因として示唆されている⁵³。

⁴⁹ 付属資料2：ジット・ド・フランス ヒアリングメモ参照

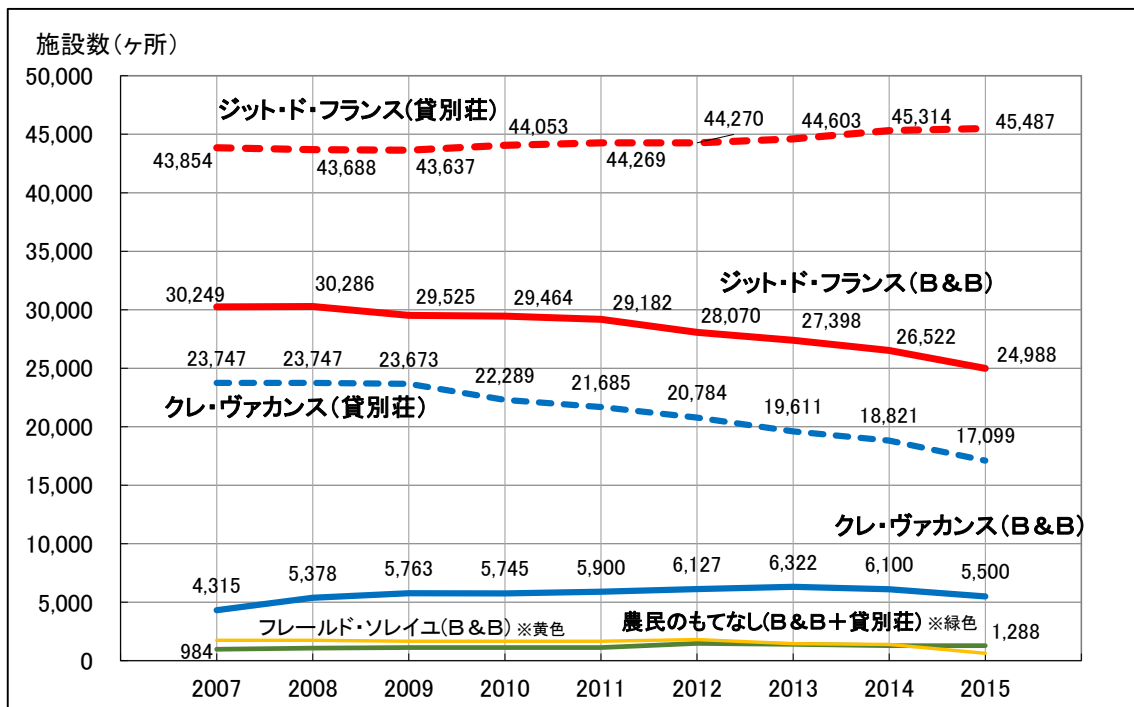
⁵⁰ L'Institut National de la Statistique et des Études Économiques (2009) "LE TOURISME EN FRANCE, Édition 2008", pp105

⁵¹ 大島順子(2010-07-05)「60年の歴史を持つフランスの農村ツーリズム」『農業と経済』「農業と経済」編集委員会編、pp116

⁵² La Direction Générale des Entreprises "MÉMENTO DU TOURISME" 2007-2015 のデータ

⁵³ 付属資料2：ジット・ド・フランス ヒアリングメモ参照

(図表 2-15) フランスの民宿組織ごとの施設数の推移 (B & B と貸別荘)



資料：フランス経済産業デジタル省企業総局『観光メモ』2007～2015年版

グリーン・ツーリズム全体のデータではないが、加盟数が、フランスの宿泊施設数の約 1/3 以上を占めると推測されるジット・ド・フランスについて、2014 年に詳細な統計調査⁵⁴が実施されており、その概要は以下のようになっている。

●農家民宿・農村民宿の全国組織ジット・ド・フランスの概要 (2014 年)

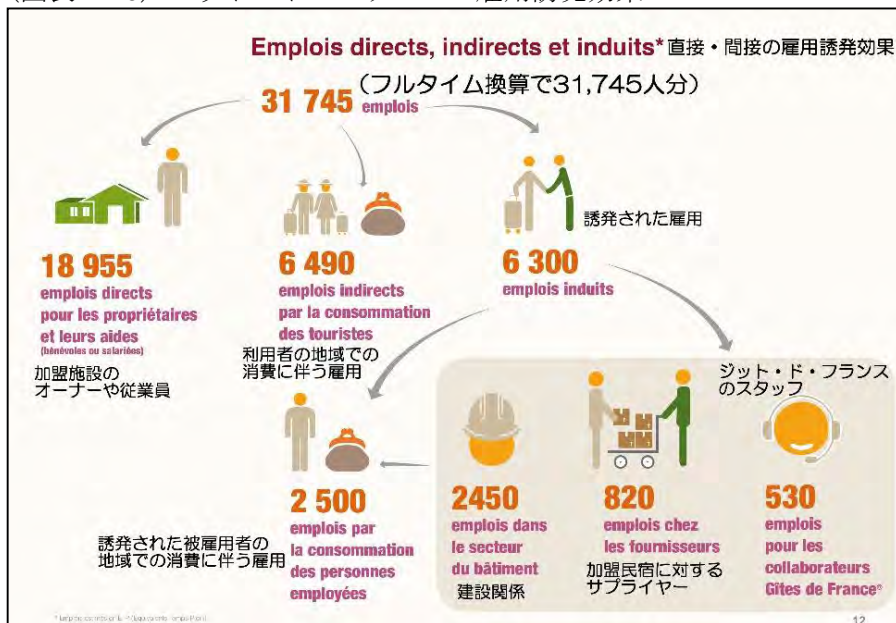
- ◆会員約 47,000 人、全国約 60,000 ケ所
うち B & B 9,690 ケ所 26,807 室、貸別荘 48,030 ケ所、大規模貸別荘 1,550 ケ所
- ◆82%が農村地域に立地
- ◆収容力：35 万人 (平均 5.1 人、貸別荘 7.2 人、大規模貸別荘 25.6 人)
※大規模貸別荘は 12～100 人収容の施設
- ◆年間利用者数：2,870 万人泊 (B&B 19%、貸別荘 70%、大規模貸別荘 11%)
- ◆外国人客の割合：全体 13% (B&B 17%) ※予約センター利用加盟者に対する割合
- ◆総売上高：年間 6 億 4,590 万ユーロ (約 840 億円)
うち B & B : 1 億 9,900 万ユーロ (約 259 億円)
貸別荘 : 3 億 8,780 万ユーロ (約 504 億円)
大規模貸別荘 : 5,910 万ユーロ (約 77 億円)
(全体の 42%が、ジット・ド・フランスが予約販売に関わった)
- ◆平均料金：B & B : 1 泊 2 人につき 67.8 ユーロ (約 8,800 円)
貸別荘 : 週 464 ユーロ (約 60,000 円)

⁵⁴ Gîtes de France (2015) "Étude sur le poids socio-économique de Gîtes de France"

- 大規模貸別荘：1人1泊 18.6 ユーロ（約 2,400 円）
- ◆オーナー年間売上高：B & B 18,590 ユーロ（約 242 万円）
貸別荘 10,740 ユーロ（約 140 万円）
大規模貸別荘 38,370 ユーロ（約 499 万円）
※夕食サービスがある施設は平均 5,350 ユーロ（約 696 万円）の追加収入
 - ◆稼働率：B & B：年間 254 日(551 人泊、199 室泊)
貸別荘：年間 16.9 週
貸グループ別荘：年間 19.6 週
 - ◆経済効果：直接間接の経済効果は約 20 億ユーロ（約 2600 億円）
うち利用者の地域内消費額（加盟施設での消費を除く）：約 13 億ユーロ（約 1,690 億円）
27%が、バーやレストラン（加盟施設での食事を除く）
22%が、食べ物の産業
20%が、土産やその他サービス
16%が、レジャー活動
14%が、交通や燃料
うち加盟施設の地元サプライヤーに対する消費額：1 億 9,100 万ユーロ（約 248 億円）
 - ◆雇用効果：31,745 人分の雇用を発生（直接間接、フルタイム換算）
 - ◆税収効果：4 億 6790 万ユーロ（約 608 億円）の税収（直接間接）
 - ◆文化財保護につながる投資額：4 億 7350 万ユーロ（約 615 億円）
※多くの場合、農村民宿の建物は古い建造物を改修して利用される

資料：ジット・ド・フランス(2015)『ジット・ド・フランスの社会経済的重要性』
※1 ユーロ=130 円（2016 年 2 月 8 日の為替レートで換算。本文中も同様）

(図表 2-16) ジット・ド・フランスの雇用誘発効果



資料：ジット・ド・フランス(2015)『ジット・ド・フランスの社会経済的重要性』

上記の調査報告書は、ジット・ド・フランスの創設 60 周年を記念したもので、(図表 2-16) のようにピクトグラムなども利用されて、ジット・ド・フランスの地域経済への貢献をわかりやすく表現している⁵⁵。

またこの調査報告書とは別途、ジット・ド・フランス加盟の B & B に限定した以下のような調査を実施している⁵⁶。

●ジット・ド・フランスの B & B の概観(2014 年)

立地：74%が農村に立地。43%が主要道路や目的地に便利な立地。
都市 9%、リゾート地 9%、スキー地域 7%
ランク別割合：5 穂 1%、4 穂 11%、3 穂 68%、2 穂 17%、1 穂 2%
営業期間：59%が 1 年 12 ヶ月オープン。全国平均では 10.3 ヶ月。
規模：1 室 20%、2 室 26%、3 室 24%、4 室 16%、5 室 14%。
構成：60%がダブル。20%がファミリー用の部屋。ファミリー用スイツは 6%。
設備：インターネットアクセス 84%。
ガレージか、セキュリティが確保された駐車場あり 62%
27%がプール、11%がウェルネス・スパなどを整備。
経験：64%のオーナーが 5 年以上、15 年以上が 17%。
7%が調査年に開業 (ジット・ド・フランスに新規参加の魅力がある)
収入：5,000 ユーロ未満 (約 65 万円未満) : 26%
5,000~15,000 ユーロ (約 65~195 万円) : 34%
15,000~30,000 ユーロ (約 195~390 万円) : 20%
30,000~50,000 ユーロ (約 390~650 万円) : 12%
50,000 ユーロ以上 (約 650 万円以上) : 8%。
・44%がこの 3 年間の安定した収入、31%が上昇
・25%がこの 3 年間収入減る。その 80%が経済危機による。
テーブルドット：35%の B & B が、テーブルドットを提供。
食事：35%が、夕食などの食事を提供する「テーブルドット」を営業
(その他の施設も基本的には朝食付き、または朝食提供可能)
ネット対応：38%がオンライン予約可。33%がメールで宿泊契約。
12%の予約が、道路脇のサインを見た予約してない客
プロモーション：64%がプロモーションに出費し、平均年間 940 ユーロ (約 12 万円)。
(その 48%が、ガイドブック等への掲載)
ビジネス客の割合：14%
平均滞在日数：1.87 泊 (48%が 1 泊、22%が 2 泊、30%が 3 泊以上)

資料：ジット・ド・フランス(2015)『第 1 回ジット・ド・フランスの B & B の概観』

※1 ユーロ=130 円 (2016 年 2 月 8 日の為替レートで換算。本文中も同様)

⁵⁵ Gîtes de France (2015) "Étude sur le poids socio-économique de Gîtes de France", pp12

⁵⁶ Gîtes de France (2015) "1re édition de "L'Observatoire des Chambres d'hôtes Gîtes de France"

(2) フランスにおけるファームステイに対する支援施策

1) フランスのファームステイに対する支援施策の歴史

先述のように、フランスでも、ドイツと同様に、戦後、有給休暇の付与日数が5週間に至るまで拡大していき、「バカンス小切手」や大衆リゾート施設整備などの様々なバカンス政策により、一般的なフランス国民が、安価にバカンス旅行を楽しめるソーシャル・ツーリズムが推進されたことが、農家や農村の民宿に宿泊・滞在して余暇を楽しむファームステイの発展の背景にある。

フランス政府が、国民の誰もが安価に長期休暇を過ごせるように、農村地域の宿泊施設の整備に着手した裏には、「都市への人口流失の問題を抱えていた農村にとっても、農村ツーリズムは過疎化対策ともなる」⁵⁷こともあった。財団法人 21 世紀村づくり塾が 2000 年に発表した『フランスにおけるグリーンツーリズムに対する行政支援に関する調査研究』では、「フランスでは、グリーン・ツーリズムはツーリズム振興、農村の開発と活性化、福祉としての余暇活動の充実、農業と農村の価値を高めること、雇用創出の手段などとして重視されており、行政は積極的に直接的あるいは間接的な支援を与えている」⁵⁸と述べられている。

しかし、同時に「フランスのグリーン・ツーリズムの公的支援をデータとして正確に捉えることは、次の理由から極めて困難である。

- ①一般のツーリズムと区別して、何を以てグリーン・ツーリズムとするかが明確ではない。
- ②フランスでは経済活動や福祉活動などに対して多種多様な行政支援があるが、これらはグリーン・ツーリズムに対する支援ともなりうる。そのためにグリーン・ツーリズムの行政支援は膨大な種類となる。
- ③グリーン・ツーリズムに対する支援は、農村開発（雇用促進、経済開発、過疎化対策、福祉など）に対する支援の中で扱われることが多い。そのためにグリーン・ツーリズムの助成金は、農村開発の助成金と区別せずに扱われることが多い。
- ④ツーリズムを行なう農家に対する支援は、農業活動の支援と同等に扱われている。そのために農家の農業活動に対する助成金とツーリズム活動に対する助成金は分類されていない。
- ⑤グリーン・ツーリズムに対する支援の中で、もっとも明確な形をとっているのは、素人としてツーリズム活動を行なう個人（民宿経営者など）に対する地方自治体の補助金である。しかし個々の自治体（市町村、県、地方圏）によって補助金支給額も支給条件も異なるために、全体として把握することはできない。しかも個人（あるいはグループ）のグリーン・ツーリズム活動に対しては、欧州連合（EU）も農村開発の枠内で支給することもあるために複雑な体系になっている。」

とも述べている。本調査でも同様に、フランスのファームステイ支援策の全容を紹介することはできないが、この『フランスにおけるグリーンツーリズムに対する行政支援に関する調査研究』の 2000 年時点のまとめを中心に、その後の経緯などをジット・ド・フランスの資

⁵⁷ (財)都市農山漁村交流活性化機構(2002)『フランスにおけるグリーン・ツーリズムの振興と農村における民宿制度』、pp9

⁵⁸ (財)21 世紀村づくり塾(2000)『フランスにおけるグリーンツーリズムに対する行政支援に関する調査研究』 pp2-22

料やヒアリングで補足する形でまとめる。

フランスのグリーン・ツーリズムに対する支援施策の戦後の歴史は、第1次経済五ヵ年計画に始まる。「戦争中に荒廃した農村部の小規模ホテルの復興を図るプログラムとして、『ロジ・ド・フランス』という名の全国ネットワーク組織（1949年設立の非営利協会）を認可した」。「安い料金で長期休暇を過ごせる貸別荘型民宿（ジット・リュラル）の経営者たちは、1955年にジット・リュラル・ド・フランスという非営利ネットワーク組織を設立した。これが後にヨーロッパ最大の民宿ネットワークとなるジット・ド・フランス全国連盟である。ジット・リュラル・ド・フランスは、第2次経済五ヵ年計画で農村部の住居修復を推奨する事業としての役割が認可された」。

「農業省は、1955年から、農家が民宿を経営することを奨励して補助金を支給する。民宿支援の理由は次のことにあった。

- ①農家に副収入を与えること。
- ②都市への人口流出によって、空き家となった農村の家屋が、廃屋になることを防ぐこと。
すなわち、農村の郷土資産としての民家を保存する。
- ③都市の住民が長期休暇を過ごせるように、農村に安い休暇を過ごせる宿泊施設を創設すること。

その後、農業省の援助は、農家以外の民宿経営者にも与えられるようになり、さらに、貸別荘型民宿以外の民宿タイプも補助金支給の対象となった。しかし1980年代の地方分権化にともなって、民宿に対する補助金は、農業省に代わって地方自治体が負担するようになる」。

「農業会議所は、1952年に『農業と観光協会』を設立していたが、1981年に『農家へようこそ』という名称で農家ツーリズム・ネットワークを本格化した。80年代にはフランスの農業者は激減し、この頃からフランスの農業は生産過剰に移行している。農業の多角化、農業の大規模経営化を行わない小規模農家の存続のためにグリーン・ツーリズムはクローズアップされてきたといえる。1988年には、農家が行なうツーリズム事業と直売は、法律上農業活動の一部として扱われるようになった。税制上でも優遇されるわけだが、農業者が経済的支援を申請する時には、農業投資だけではなく、ツーリズム投資をも申請理由にできるようになった」。

フランスでは、「グリーン・ツーリズムは、観光シーズンが短いなどの理由で収益性が低いため（収益ゼロの場合もある）、公的助成を与える必要性が高いと捉えられている。大規模産業（ホテル・チェーン、地中海クラブのバカンス村など）は、営利を得ることが難しい農村部には参入しないし、逆に、たとえ農村への大資本投資があったとしても（レジャー・ランドなど）、このような外部資本が入ったツーリズムはグリーン・ツーリズムの範疇からは外れるからである」。

「フランスでのグリーン・ツーリズム振興に対する行政援助は、大きく次の3つに分けることができる。

- ①国家：地方分権化政策によって、グリーン・ツーリズムの振興に関しても地方自治体に任されることになった。しかし政府は、国土整備政策を通してグリーン・ツーリズムに対する支援を続けている。国家がグリーン・ツーリズム振興に対して支援しているのは、おもにプロダクツ、プロモーション、研修、ホテル、農村の文化財などに関

してである。

- ②地方自治体、地方圏(region)、県・(departement)、市町村(commune)は、地方税と国家交付金を用いて、それぞれの政策にもとづいてグリーン・ツーリズムに対する支援を行なっている。
- ③欧州連合(EU)：構造政策に沿って、また、LEADER プロジェクトに代表される共同体率先プログラム(PIC)の枠内でグリーン・ツーリズム支援を与えている。」

(図表 2-26) フランスにおけるグリーン・ツーリズム振興に対する行政支援の役割分担

支援内容	市町村	県	地方圏	国家	EU
観光客受け入れ	☆☆☆	☆			
アクティビティ、イベントなど	☆☆☆	☆☆	☆		
運営	☆☆	☆			
販売	☆☆	☆☆☆	☆		
宣伝	☆☆	☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆
投資に対する経済的支援	☆☆	☆☆☆	☆☆	☆	☆
研修		☆	☆☆☆	☆☆☆	
コンサルタント		☆	☆☆	☆☆	
調査、研究		☆	☆☆	☆☆☆☆	
コーディネート	☆	☆	☆	☆☆	
計画		☆	☆☆	☆☆☆	☆
規則	☆			☆☆☆	☆☆

出所： *Les interventions des départements et des régions en faveur du tourisme rural*, TER, 1994

資料：財団法人 21 世紀村づくり塾(2000)『フランスにおけるグリーンツーリズムに対する行政支援に関する調査研究』

「政府がグリーン・ツーリズムに対する助成金を与える場合には、次のようなプロジェクトに対する援助の形をとることが多い。

- 国土整備：特に国土整備全国基金(Fonds national pour l'aménagement du territoire)が財源となる。
- ツーリズム：地方圏庁（政府の出先機関）の管轄となっている基金を通して。特にコンサルタント支援基金が財源となる。
- 農家のツーリズム：ツーリズムのための設備投資に対する援助(PAM)、農業を始める若者に与えられる援助(DJA)、新たな農業指導法にもとづく援助(CTE)がある
- 関係各省（青少年・スポーツ省、環境省、文化省など）の部門別支援。」

さらに、グリーン・ツーリズム活動のためには、他の経済活動にも共通した政府の支援を受けることもできる。フランスは国民の税金と社会保険料負担が高い国であるが、行政が支給する補助金の種類も数も非常に多い。政府が雇用促進のために与える多種多様な援助（中小企業に対する援助、雇用創設援助、若者の就業援助、開発優先地域の企業に関する国土整備開発法による支援など）として与えられる補助金や低利子融資などは、グリーン・ツーリズム活動を行う者も利用できる。

国家は地方自治体に対して、運営包括交付金(DGF)、設備包括交付金(DGE)のほか、ツーリズムが盛んな市町村に対して与える補充交付金、観光客が特に多い人口 7,500 人未満の市町村に対する特別交付金、農村開発交付金(DDR)を与えている。地方レベルでのグリーン・ツーリズム開発は、これらの収入をもとになされている。」

「1970 年末から、フランス政府は徐々に国土整備の権限を地方自治体に委譲するようになった。1983 年 7 月 22 日地方分権法には、ツーリズムを特別分野として、市町村、県、地方、国家の間での役割分担が規定されている。地方自治体のおもなグリーン・ツーリズムに対する助成としては、次のものがある。

- 返済不要の資金援助:施設投資に対する補助金、税金免除など
- 資金の前貸し（投資に関して、費用や利息を取らずに資金を貸す）
- 低利子融資（提携金融機関から）
- 経営不振企業に対して経営参加
- 融資を受ける者に対する保証

こうした補助金の支給条件や支給額などは地方によって異なり、「ある地方では県議会のみ、ある地方では県議会と地方圏議会、ある地方では地方圏議会のみが補助金を支給している。」この他、行政区分を超えて、同じ歴史や文化がある地域を「里(pay)」と呼んで地域の観光を振興する非営利協会「観光もてなしの里連盟」が 1976 年に創設され、行政機関と密接な連携を持ち、援助を受けながら、観光開発、地元の観光事業者のコーディネート、研修などを行っている。

フランスでも、ドイツ同様、欧州連合(EU)の構造政策に基づき、条件不利地域である農村に対する補助金が支給されている。「フランスでは、地方圏庁が欧州連合(EU)の構造基金を分配している。欧州連合(EU)からの補助金は、フランス側の公的補助金(政府、地方自治体)から同額の補助金が与えられることを条件に支給される。大きなグリーン・ツーリズムのプロジェクトに対する補助金は、欧州連合(EU)からの交付金によって 2 倍に膨らむことになる」。この報告書が発行された 2000 年時点で既に、「しかし経済的に貧しい東欧諸国などが加盟してきた時には、フランスに対する交付金の割合が減少するであろうと懸念されている」と書かれてあるが、本調査のジット・ド・フランスへのヒアリングによると、実際にその後、その懸念は現実となったようである⁵⁹。

以上の、国、地方自治体、欧州連合のグリーン・ツーリズム支援策のうち、個人が経営する農家民宿に対して大きな支援となっていたのは、地方自治体による補助金である。その補助金の目的について、『フランスにおけるグリーンツーリズムに対する行政支援に関する調査研究』では、以下の 7 項目を挙げている。

「①地域の経済活動促進、農村活性化

- ②収益性が低いグリーン・ツーリズムには公的支援が必要（宿泊施設やレストランを営業することが難しい小さい農村で、農村住民が副業としてサービスを提供すれば、収益性が低くても持続できる）
- ③農村の古い民家を民宿として活用することにより郷土遺産を保存する。
- ④地域のグリーン・ツーリズム宿泊施設の質を高める。
- ⑤地域で不足しているツーリズムの活動タイプを補う活動を奨励する。（地域内でホテルが不足していれば民宿、レストランが不足していれば農家料理屋等）
- ⑥条件不利地域、農業者に対する援助を行う。
- ⑦福祉的な目的で宿泊施設を増やすように支援する。」

⁵⁹ 付属資料 2 : ジット・ド・フランス ヒアリングメモ参照

農村開発調査機関 TRAME が行なったグリーン・ツーリズム活動の収益性に関する 1997 年のアンケート調査（農家を中心にサンプル 1,001）では、投資額や補助金の状況は（図表 2-27）のようになっている。

（図表 2-27）グリーン・ツーリズムの施設別の投資額、補助金受給状況、収入（1997 年）

活動タイプ	名称	平均投資額 (フラン)	補助金受給状況			平均年収	実質年収
			受給者	平均支給額 (フラン)	投資額に 対する割合		
自炊民宿	貸別荘型民宿	221,552	51%	62,241	25%	31,062	3,574
	レジャー簡易施設	548,437	100%	67,500	15%	159,086	68,317
個人用B&B民宿	B&B民宿	242,388	54%	58,335	20%	98,472	39,104
	B&Bのみ	166,883	49%	43,997	22%	53,428	21,123
	夕食提供	293,228	58%	66,411	20%	128,803	51,211
団体用B&B民宿	団体客対象民宿	620,499	94%	137,387	19%	236,641	32,971
	簡易民宿	327,164	85%	47,500	16%	145,459	48,819
	B&Bのみ	237,059	88%	35,600	13%	67,125	21,785
	夕食提供	480,342	80%	69,813	20%	278,626	94,777
	滞在民宿	823,577	100%	190,397	22%	299,767	106,615
	B&Bのみ	641,538	100%	160,615	24%	155,736	55,685
ホームステイ	子ども民宿						
	ミニ・ジット	39,858	0%	0	0%	35,982	12,009
	ジュニア・ジット	234,235	50%	44,500	19%	150,044	49,025
	ヤング・クラブ	659,758	40%	87,500	17%	423,646	103,808
小規模キャンプ場	小規模キャンプ場	127,535	81%	29,457	21%	38,203	15,051
	農家キャンプ場	69,521	70%	23,606	27%	18,162	7,199
	自然キャンプ場	175,397	90%	33,195	18%	54,733	21,528
レストラン	農家料理屋	375,130	42%	47,616	12%	354,104	101,945
その他	乗馬農家	490,793	35%	46,762	7%	418,986	78,278
	馬提供のみ	224,858	8%	10,000	5%	232,658	45,382
	食事付き滞在	481,945	0%	0	0%	351,915	75,731
	乗馬レッスン	638,760	59%	51,000	8%	554,857	104,779
	教育ファーム						
	宿泊施設なし	39,030	6%	23,525	26%	51,464	20,703
	宿泊施設あり	938,869	100%	183,083	19%	450,746	133,458

出所：Approcher la rentabilité des activités de tourisme, TRAME, 1999

資料：財団法人 21 世紀村づくり塾(2000)『フランスにおけるグリーンツーリズムに対する行政支援に関する調査研究』

以上は、財団法人 21 世紀村づくり塾『フランスにおけるグリーンツーリズムに対する行政支援に関する調査研究』報告書からの引用をベースに述べてきたが、本調査でのジット・ド・フランスへのヒアリング（2016 年 2 月 2 日）によると、戦後間もない 60 年前当時は、「国営だった農業信用金庫が開業者に開設当初の資金支援をしていた。終戦直後のマーシャルプラン（欧州復興計画）にもとづくアメリカからの経済支援の一部が、農山漁村活性化に当てられた」「地域の農業会議所に申請すると、開設に伴う施設整備に必要な資金の全額に近い額の補助金が降りた」「その後、農業信用金庫が民営化されると、今度は、県議会から補助金が出るようになった。県は、その後、長期にわたって農村民宿開設時の家屋の改築・

修復や施設整備に対する資金援助を行ってきた」と、これまで経緯が語られている⁶⁰。

2) フランスのファームステイに対する支援施策の現状

また、現状については、「ジット・ド・フランス開設事業に対して補助金を出す県は残すところ 10 県程度までに減ってしまい、今でも減り続けている。補助金が出るのは建物の改修、整備のみである。県の方から下りる補助金の条件も金額も、各県独自に決めているので金額も様々だが、平均すると約 10,000～15,000 ユーロ程度と潤沢でもない」。また、補助金の仕組みは非常に複雑で、「その上膨大な量の資料作成が必要で、それが通ったとしても得られる補助金はわずかばかりである。採用される事業数も、1 県あたり 10 件あるかどうかだ。そのため、結局は銀行に行ってお金を借りた方が早いというオーナーも増えてきた」⁶⁰とのことで、補助金の役割も存在感も、かなり低下してきているようである。

3) フランスのファームステイを支援する組織

フランスの農家・農村民宿を支援してきた全国組織の業界団体は、主に下記の三つである。

①ジット・ド・フランス

- ・組織：ジット・ド・フランス全国連盟
- ・加盟者施設数：約 60,000（ただし会員数は約 47,000 人、農家は約 15%）

②ようこそ農家へ（ビアンヴニュ・ア・ラ・フェルム）

- ・組織：農業会議所常任会議
- ・加盟施設数：約 1,400（ウェブサイトに登録してある施設数、農家のみ）

③農家のもてなし（アキュイユ・ペイザン）

- ・組織：農家のもてなし全国連盟
- ・加盟施設数：約 1,300（農家のみ）

このうち、現在の農家の割合は約 15%ながら、全体としても加盟している農家数も最大なのが、フランスのグリーン・ツーリズムを先導してきたと言えるジット・ド・フランスである。「ジット・ド・フランス全国連盟の役割は、品質管理、指導、商品化、PR などを行って、各地域の加盟民宿の活動と発展を支援すること」⁶¹である。このうち、「品質管理」には、加盟審査により認証マークを与え、加盟民宿を格付けすることに大きなウエイトがあるが、この点については、次節で詳述する。

その他の農村民宿の質の維持管理や向上のための支援としては、全国 95 ヶ所の支部や専門家により、各民宿に対して、経営、会計、税金、マーケティング、ホスピタリティ、建築、デザイン、環境等に関するアドバイスやコンサルテーション、各種の研修、トレーニング、ミーティング、情報交換などを行い、地元地域内での連携・協力のネットワークを形成している。かつての発信・宣伝の主力だったガイドブックは、4 種類で合計約 5 万部発行に留まっているが、現在は、農村民宿の検索・予約・契約・支払いなどができるウ

ジット・ド・フランス
の認証マーク



⁶⁰ 付属資料 2：ジット・ド・フランス ヒアリングメモ参照

⁶¹ 付属資料 2：ジット・ド・フランス ヒアリングメモ参照

ウェブサイトは、年間約1,500万人の閲覧者があり、インターネットと電話などの予約センターでは、農村民宿のオーナーの割ける時間に応じた営業日、ターゲット、料金等の設定の支援も行っている⁶²。「ジット・ド・フランス全国連盟(FNGF)の2015年度の広告・プロモーション費は、約95万ユーロ(約1億2千万円)であり、メディアを通じたキャンペーン、広報・プレスリリース(マスコミ・報道機関との関係を密接にし、相互理解を進め好意的な報道を期待する活動)などに使われる」。こうした活動により、ジット・ド・フランスは、フランスの宿泊施設のブランドで「クラブメッド」に次ぐ4番目の知名度を持っている⁶²。

ジット・ド・フランスの組織構造については、まず全国組織について、「全国連盟(中央本部)は、NPO法人(FNGF)と、収益がある部門を管理している株式会社(SAS)の2組織から構成されており、雇用者は20人である。開発、品質管理、指導、イベント、PR等を担うのはNPOである全国連盟や各県の連合組合であるが、NPOでは収益事業ができないため、商品化や販売など利潤が出る部門の業務は、株式会社化した組織(SAS)が担っている。」

各県の地方組織については、「民宿オーナーで構成される県連合組合があり、アソシエーション(NPO)の形態をとっている。ジット・ド・フランス加盟の民宿オーナーは、必ずこの県連合組合に加盟し、会費の支払いが義務づけられる」「ジット・ド・フランスの活動・運営に関して、全般的に責任を持っているのは各県連合組合に所属しているオーナー自身である。従ってオーナーは宿泊客からの意見に耳を傾け、把握できたことを、加盟民宿全般の活動の質向上に反映させていく」仕組みとなっている。

「ジット・ド・フランス全国連盟(FNGF)の2015年度年間予算約318万ユーロ(約4億1千万円)の収入の約58%にあたる約186万ユーロ(約2億4千万円)は会費収入、約27%にあたる87万ユーロ(約1億1千万円)が会員から会費とは別途徴収したプロモーション費用となっている」。

このジット・ド・フランス全国連盟に対する「政府からの補助金は、一切ない」。政府から独立した民間組織としての自負もあり、以前も、「今日のジット・ド・フランスの責任者たちは、ネットワークは行政の援助なしでも充分運営できるシステムであり、民宿に対する補助金は民宿に対する補助金は民宿の質を高める程度に与えられている」⁶³と語っていた。

(3) フランスにおけるファームステイに対する認証・格付け制度

フランスのグリーン・ツーリズムの発展を大きく支えて来たジット・ド・フランスの最重要な役割の一つは、農家民宿や農村民宿の品質管理であると言える。ジット・ド・フランスをはじめ、フランスのグリーン・ツーリズムの関係機関にインタビューを行った佐藤和夫氏は「観光での地域振興を考える際に、『商品』という視点が徹底しており、どうすれば客が満足するのかわ、とても客観的に見つめているという印象を持った」⁶⁴ようである。

⁶² Gîtes de France (2015) "CHOISIR GÎTES DE FRANCE 6 les avantages concurrentiels"

⁶³ (財)都市農山漁村交流活性化機構(2002)『フランスにおけるグリーン・ツーリズムの振興と農村における民宿制度』、pp49

⁶⁴ 佐藤和夫(2000-02)「フランスにおけるグリーン・ツーリズム 第四回 グリーン・ツーリズムへの組織的対応」『北方農業』50(2)、農業委員会北海道連合会編、pp47

「この『商品』という視点の現実的な表現が、認証マーク（格付け）と品質管理の徹底である。格付けと言えば、フランスにはホテル、レストラン、ワインなど、格付けの対象となっているものが多く、全て強力な国際競争力を有している」「この厳格さが商品としての魅力、安心感を際立たせていることは間違いない」⁶⁴と語っている。

「ジット・ド・フランス全国連盟では、連盟創設当時から、厳しい内部規制を定めて加盟民宿の品質管理を行っている。これは法的規制よりも遥かに厳しいものである」⁶⁵。例えば、政府認可ホテルの2人部屋の最小基準は8m²であるのに対し、ジット・ド・フランスのB&Bの場合は、最低でも12m²が必要となる⁶⁵。

この「ジット・ド・フランスの内部規制としては、まず連盟のポリシーと加盟者の義務を示す『憲章(charte)』がある。さらに民宿に等級付けがある民宿タイプに関しては、その等級付けの最低ランクが連盟に加盟するための条件ともなる」⁶⁵。すなわち、ドイツとは異なり、認証制度と格付け制度が一体的なものとなっている。「さらにジット・ド・フランスでは、「仕様書(fiche technique)」と呼ばれる指導書や、民宿創設の手引きなどのマニュアルを発行して品質管理を行っている」⁶⁵。

ジット・ド・フランスに加盟したい民宿は、この憲章の条件を満たしているかどうか、「県支部の責任者が民宿を訪問し、連盟の民宿として相応しい民宿であると認可された場合には、憲章に署名することによって加盟契約が成り立つ。すなわち憲章は、内部規制を定めたものであると同時に、契約書の形を取っているのである」。憲章は、すべての民宿に適用される「クオリティ憲章」と、B&B型、貸別荘型、大型貸別荘など、民宿タイプごとの憲章があり、両方の条件を満たす必要がある。加盟後でも、この憲章などに違反した民宿は加盟を取り消されることがある。「加盟取り消し処分を受ける民宿は、1年間に100軒ほどにもなる」⁶⁵。

この憲章の内容について、本調査では詳しく検証することはできなかったが、現在の2006年改正のクオリティ憲章⁶⁶を見ると、2001年改正のものに対して、ジット・ド・フランスが提供する技術やノウハウ、知識等の守秘義務が、新たに加わったようである。

ジット・ド・フランスの格付け制度の等級の基準も、B&B型、貸別荘型、大型貸別荘など、民宿タイプごとに作成されている。そのうち、日本の農林漁業体験民宿に近いタイプであるB&B型の等級基準⁶⁷は、以下のようにになっている。

●B&B型農村民宿の等級基準（ジット・ド・フランス）

ジット・ド・フランスの品質ラベルは、(1,2,3,4,5つ穂の) 快適性の条件と全国憲章の遵守を保証します。

すべてのジット・ド・フランスの「シャンプル・ドット (ベッド・アンド・ブレックファスト)」は、建物の建築的質、環境、快適性のレベル、装飾デザイン、サービスなどに基づい

⁶⁵ (財)都市農山漁村交流活性化機構(2002)『フランスにおけるグリーン・ツーリズムの振興と農村における民宿制度』、pp23-26

⁶⁶ Fédération Nationale des Gîtes de France et du Tourisme Vert (2006) "Charte de Qualité du Réseau "Gîtes de France et Tourisme Vert" "

⁶⁷ Gîtes de France "Ratings "chambres d'hôtes" (bed and breakfast) "" <http://en.gites-de-france.com/rating.html> (参照：2016-02-12)

て格付けされ、5年ごとに見直されます。どの等級であれ、民宿オーナーは、貴方が滞在を楽しめることを保証します。

1つ穂：シンプルな部屋

2つ穂：快適な寝室、専用のシャワールームまたはバスルーム

3つ穂：とても快適な寝室と専用のフルのバスルーム(シャワー、バスタブ、洗面台、トイレ)

4つ穂：非常に快適な寝室と専用のフルのバスルーム。特徴的なインテリアと際立った環境。
追加サービスが何度でも利用可能

5つ穂：極上に快適な寝室、施設内の駐車場、公園または庭園、少なくとも一つの自由に使えるレジャー設備（プール、ジャグジー、サウナ等）、フラットスクリーンのテレビがあるリビング、パワージェットシャワーかスパのバスタブ、クレジットカード利用可能

資料：ジット・ド・フランス「"シャンプル・ドット" (B&B) の格付け」(参照：2016-02-12)

格付けの審査では、ジット・ド・フランス全国連盟が作成した、非常に詳細な項目まで基準を設けてある等級基準表が用いられる。「審査員は、この等級基準表を用いて採点し、合計得点から等級を定める」⁶⁸。下記は、2002年の報告書に記載された古い情報だが、参考まで紹介する。

●B&B型民宿の審査基準のチェックポイント(141点満点)

①民宿を取りまく環境について(17点満点)：

家屋に魅力があるか、家屋の状態は良いか、駐車スペースがあるか、美しい庭があるか、眺めは美しいか、静かさなどに問題はないかなど

②経営者の対応.提供するサービスの内容と質について(28点満点)：

民宿に行きやすいように配慮されているか、庭で寛げるような配慮があるか、経営者の対応はどうか、民宿では観光情報を提供できるか、民宿での滞在がしやすい配慮があるか（図書・ゲーム・テレビ・ステレオなどがあるか、ミニキッチンがあるか、朝食以外の食事サービスできるか、運動機能障害者への配慮があるかなど）など

③建物の整備、屋内の設備と装飾について(30点満点)：

暖房・温水供給の設備、利用客のためのダイニングルームやゲーム室などがあるか、家具・インテリア・雰囲気、朝食のプレゼンテーションと内容など

④寝室について(39点満点)：

寝室と寝具：宿泊客の寝室が経営者家族の家の中にあるか、広さ、照明、遮音効果、寝具の質、家具、インテリア、雰囲気など

⑤サニタリーについて(27点満点)：

洗面所・浴室の設備（使いやすさ、面積、設備、備品、暖房など）、トイレの状態（使いやすさなど）、タオル類の設置、サニタリーの雰囲気など

資料：(財)都市農山漁村交流活性化機構(2002)『フランスにおけるグリーン・ツーリズムの振興と農村における民宿制度』

⁶⁸ (財)都市農山漁村交流活性化機構(2002)『フランスにおけるグリーン・ツーリズムの振興と農村における民宿制度』、pp27-33

民宿側から加盟の申し込みがあると、県支部は、民宿創設のマニュアルなどを送る。その後、県支部のスタッフが、民宿を訪問し、ジット・ド・フランスのシステムの確認、建物や環境の調査、民宿改装のアドバイスなどを行う。開業にあたって補助金を受けたい民宿は、申請を行う。県支部のメンバーが民宿を訪問して、憲章等の内部規制に合っているかどうかを審査し、条件を満たせば認可が下りる。民宿がオープンしてから1年ほど経った時点で、民宿に等級を与える。審査は、「県支部の審査委員会メンバー（2～3人の場合が多い）が直接民宿を訪問する。」「等級付けを行う時期は、県支部の方針によって異なる。連盟に加盟したのと同様に行う、あるいは営業を開始してから1年ほど経ってから行うなどである」⁶⁵。

ジット・ド・フランスでは、利用客のアンケートを行っているが、「利用客から重大なクレームがあった場合などには、県支部が直ちに等級の見直しを行い、等級の格下げを行うこともある。また設備やサービスを後になって改善する民宿もあるため、連盟では少なくとも5年に1度は県支部が等級審査をし直すようにと定めている」⁶⁸。

このジット・ド・フランスの格付け制度の最近の変更点について、本調査でのジット・ド・フランスへのヒアリングでは次のように語られ、大きな変更はないものの、フランス人の生活様式など時代に合わせて、対応してきていることがわかる⁶⁹。

●ジット・ド・フランスの格付け制度の変更について

- ・麦の穂の数のマークでランクを示す格付け制度は、ここ10年間で特に大きな変化はない。ただし各ランクに関する規定に関しては、時代ごとの客のニーズの変化に合わせて、柔軟に変化させてきた。格付けの条件は、施設を利用する際の快適さによって決められる。施設の広さ、ベッドの数、調理施設の充実度、浴場（シャワー室、または風呂場）のクオリティなどである。
- ・ただし、こうした条件の変更は毎年実施されるわけではない。この30～40年の間に格付けの規定が変更されたのは3度である。最近では、2010年に変更された。時代とともに、どういうところが、どう改正されていったかという情報は、私たちが独自に開拓してきたノウハウであるので、そう簡単には教えられない。
- ・ただし、キッチンに関して例をあげると、1950年代、ジット・ド・フランスの活動が始まった当初は、井戸まで水を汲みに行かなくても部屋で水が使える設備があるかどうかで基準に盛り込まれていた。1960年代には冷水だけでなく、お湯も出るか、冷蔵庫があるかの規定に盛り込まれた。その次には冷蔵庫だけでなく冷凍庫がついているかどうか、さらにその次にはオーブンや洗濯機が盛り込まれ、今から10年前には部屋に食洗機があることが項目に加わった。要するに、フランス人の生活様式に合わせてランキングの規定も変わっていったわけである。ただし、こういった快適さを追求する設備の設置が条件となっている訳ではない。

資料：本調査のジット・ド・フランス ヒアリングによる

これまで、フランスのグリーン・ツーリズムの発展に大きく寄与してきた認証・格付け制

⁶⁹ 付属資料2：ジット・ド・フランス ヒアリングメモ参照

度とそれらによる品質管理だが、大島順子氏は、「しかし最近では知名度の高いネットワークに加盟するメリットが薄れてきたようにも見える。独自にPRすることができるインターネットが普及したからである。農村民宿連盟ジット・ド・フランスでは全国版や各県のガイドブックを発行しているのだが、ここ数年の間に発行部数は半減し、6割はインターネットを通じた予約となった。民宿経営者は独自にサイトを設けたり、民宿を紹介するサイトに登録したりすることによって宣伝できるという新しい時代が到来したのだ」⁷⁰としている。

これは、前述のドイツの認証・格付け制度と、ほぼ同じ状況にあると考えられる。また、ドイツの業界団体と同様、ジット・ド・フランスのサイトでも、自らの格付けと利用者の評価・コメントが併用されている。

ジット・ド・フランス ウェブサイト www.gites-de-france.com

The screenshot displays several property listings on the Gites de France website. Each listing includes a photo of the property, its name, location, and a rating. For example, 'Gîte Les Fleurettes' is rated 'Very good 4.5/5' and 'à Saint-Marcen' is rated 'Fabulous 5/5'. A red box labeled '格付け' (Rating) points to the green leaf icons and the price '€356/week'. Another red box labeled '利用者評価点 (5点満点)' (User rating (5/5)) points to the 'Excellent 4.8/5' rating for 'L'étang'. A third red box labeled '利用者コメント' (User comment) points to a detailed review for 'L'étang' which includes a 4.5 star rating and a paragraph of text: 'A very pleasant stay... A very welcoming gite (self service cottage): suitable for a short or a long vacation for a family of four people. The fact that our dog was welcomed as well was a great plus: situated in a comfortable...'. Below this, other reviews are visible, such as 'Un gîte un peu sombre' and 'Mont st michel'.

⁷⁰ 大島順子(2010-07-05)「60年の歴史を持つフランスの農村ツーリズム」『農業と経済』「農業と経済」編集委員会編、pp120

2. 2. 3. イタリアにおけるファームステイの動向と支援施策

(1) イタリアにおけるファームステイの需給動向

イタリアのファームステイは、1985年のアグリツーリズム法制定を契機に州政府の法令整備が進んで以降に大きな進展があったもので、戦後まもない時期に本格化し始めたフランスなど他のファームステイ先進国に比べて、後発である⁷¹と言える。

イタリアでは、農家が宿泊施設などを経営する「アグリツーリズム」と、非農家が経営する「ルーラルツーリズム」が明確に区分されている。「アグリツーリズムの人氣が出て来るにつれ、それを真似て、非農家が行う『ルーラルツーリズム』も大きく成長して来た。利用者には、両者の区別が付かないので、客の奪い合いになり、アグリツーリズムとは競合関係にある」⁷²。

イタリアのアグリツーリズムの誕生と発展の背景について、フィレンツェ大学農学部シルヴィオ・メンギーニ教授は「第二次大戦後の50年代、そして60年代の『奇跡の復興』経済ブームの時代に農村から多くの人々が都市部の工場働くために離農し農村が荒廃していった。その後、農家の兼業農家化現象で農業人口流出を一応止めることになるが70年代には農村の見直しや再生という課題に直面することになる。80年代に入り農家経営が難しくなる中、アグリツーリズムは農家の所得補填策として導入された。『農家の活動の多機能化』を奨励するという意味では『兼業農家』傾向と類似しているが、単なる『所得補完』でなく、農地耕作や畜産など農家本来の活動の延長として位置づけられる点が『兼業農家』と根本的に異なる点だ。アグリツーリズムは多くの農業経営者が農業のプロとして地域で活動を継続していく可能性を与えることになった」⁷³と述べている。

(図表 2-17) イタリアのアグリツーリズム (全国組織「アグリツーリスト」) の初期の動向

項目	1985年	2002年	2002年/1985年
アグリツーリズム農家数	6,000戸	11,500戸	1.92倍
ベッド数	55,000床	118,000床	2.15倍
一戸当たりのベッド数	9.2床	12.8床	1.39倍
宿泊者数	55万人	227万人	4.13倍
上記のうち外国人の割合	10%	25%	2.50倍
稼動日数	75日/年	100日/年	1.33倍
平均滞在日数	7.5日	5.2日	0.69倍
レストランを持つアグリツーリズム農家	800軒	7,300軒	9.13倍
キャンプ場設置の農家数	300軒	980軒	3.27倍
乗馬提供農家数	500軒	1,650軒	3.30倍
粗収入 (1998年評価) (※為替レートは当時のレート)	163兆リラ (約114億円)	1,430兆リラ (約1,001億円)	8.87倍

資料：大江靖雄(2005)「イタリア・アグリツーリズムにみる経営多角化の意義と可能性」『果実日本』

71 (財)都市農山漁村交流活性化機構(2003)『イタリアおよびドイツにおけるグリーン・ツーリズム支援制度』、pp3-4

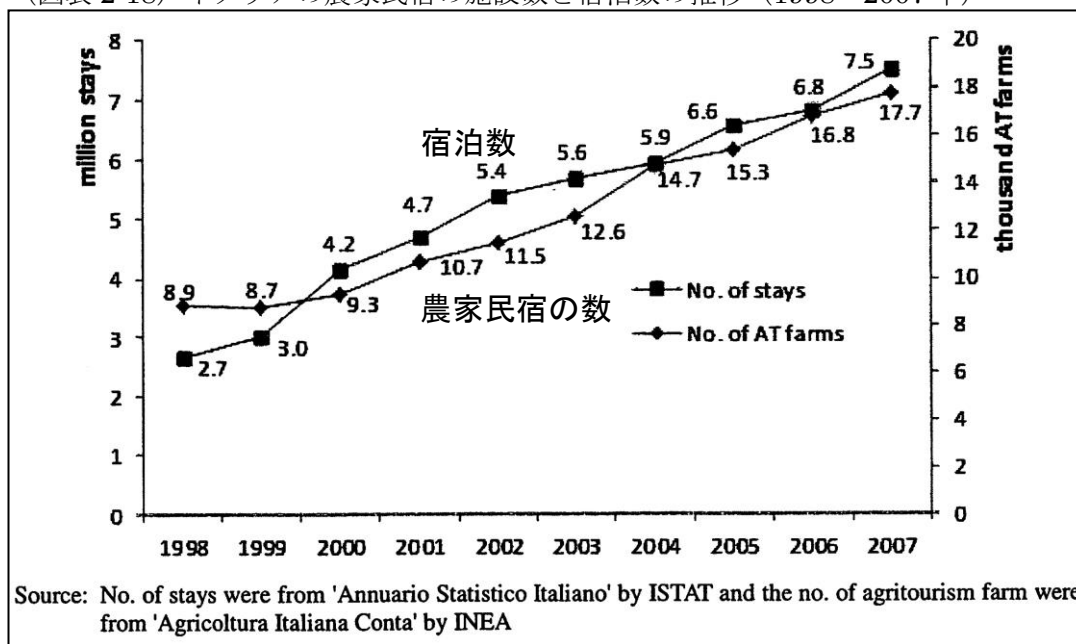
72 付属資料3：千葉大学大学院 大江靖雄教授ヒアリングメモ参照

73 大島悦子(2011)「持続可能な農村開発を支えるアグリツーリズム前篇」『日経研月報』(財)日本経済研究所、pp48-49

このアグリツーリズムの全国ネットワーク組織であるアグリツーリストの統計によると、1985年から2002年までの7年間で、農家民宿の数は1.92倍、宿泊者数は4.13倍と急激な伸びを示し、粗収入に至っては、8.87倍もの急成長を遂げている(図表2-17)⁷⁴。前述のジット・ド・フランス加盟民宿の売上高には約85%の非農家民宿が含まれ、ドイツも非農家民宿が多いと推測されることから、2002年時点で最大手の全国組織加盟のアグリツーリズム農家の粗収入(約1千億円)は、既にドイツやフランスを上回っている可能性が高い。

その後、これと単純に比較・接続できるデータが入手できなかったが、2002年から2007年までの5年間は、イタリアの農家民宿の数は1.5倍、宿泊者数は1.4倍と、伸び率は緩やかになりつつ、需要と供給が歩調を合わせるように成長している⁷⁵(図表2-18)。

(図表2-18) イタリアの農家民宿の施設数と宿泊数の推移(1998~2007年)



資料: Yasuo Ohe, Adriano Ciani (2012) "Accessing demand characteristics of agritourism in Italy"

2008年から2014年までの6年間では、利用者数は1.4倍(258,4819人)、宿泊数は1.2倍(10,796,301泊)と、現在に至るまで順調に伸びている(図表2-19)。この間、イタリアの全ての旅行者数が1.1倍、宿泊数が1%しか伸びていない(イタリア国家統計局のデータから集計)⁷⁶ことを考えると、農家民宿は、イタリアにおいて優良な成長分野だと言える。

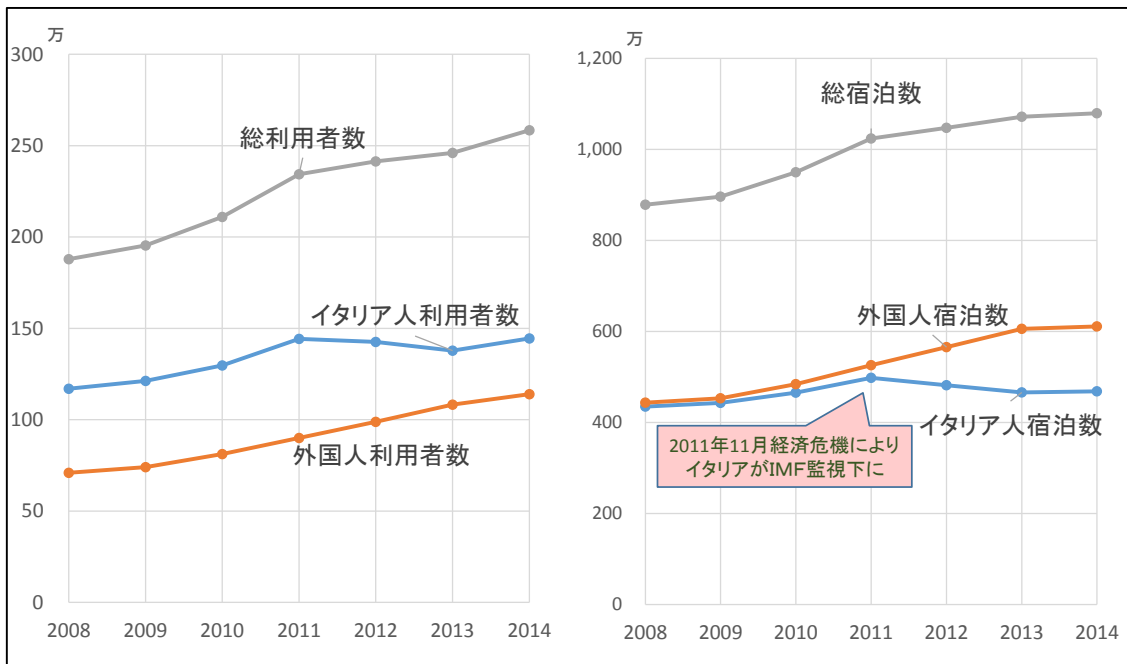
この期間では、ヨーロッパ債務危機の影響を受けた2011年前後を境に、旅行全般において国内客は頭打ちとなり、農家民宿を利用する国内客も同様の傾向となっている。しかし、それを補うような形で、外国人客の利用が伸び続け、国内客を合わせた農家民宿の総利用者数も伸び続けている。

⁷⁴ 大江靖雄(2005)「イタリア・アグリツーリズムにみる経営多角化の意義と可能性」『果実日本』60(6), pp68-69

⁷⁵ Yasuo Ohe, Adriano Ciani (2012) "Accessing demand characteristics of agritourism in Italy", *Tourism and Hospitality Management*, Vol.18, No.2, 99.284

⁷⁶ イタリア国家統計局 <http://www.istat.it> (参照: 2016-02-02)

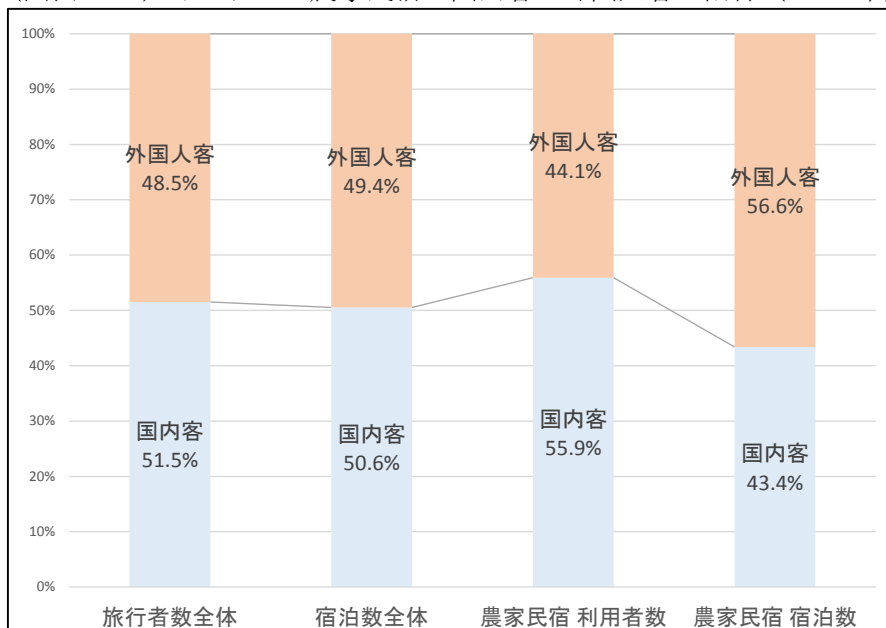
(図表 2-19) イタリアの農家民宿の利用者数と宿泊数の推移 (2008~2014年)



資料：イタリア国家統計局 (ISTAT)

フランスの農村民宿利用者の外国人客の割合は 13%であり、ドイツも予約・検索サイトの外国語非対応や物価の高さから外国人客は少ないと推測されるが、イタリアの農家民宿の外国人客の割合は 44%とかなり多い⁷⁶ (図表 2-20)。平均宿泊数も国内客 3.2 泊、外国人客 5.4 泊と、外国人客は滞在日数が長いため、宿泊数では、外国人客が過半数の 57%を占めるに至っている⁷⁶。これに伴って、農家民宿での消費額は、国内客よりも外国人客の方が多いと推測される。

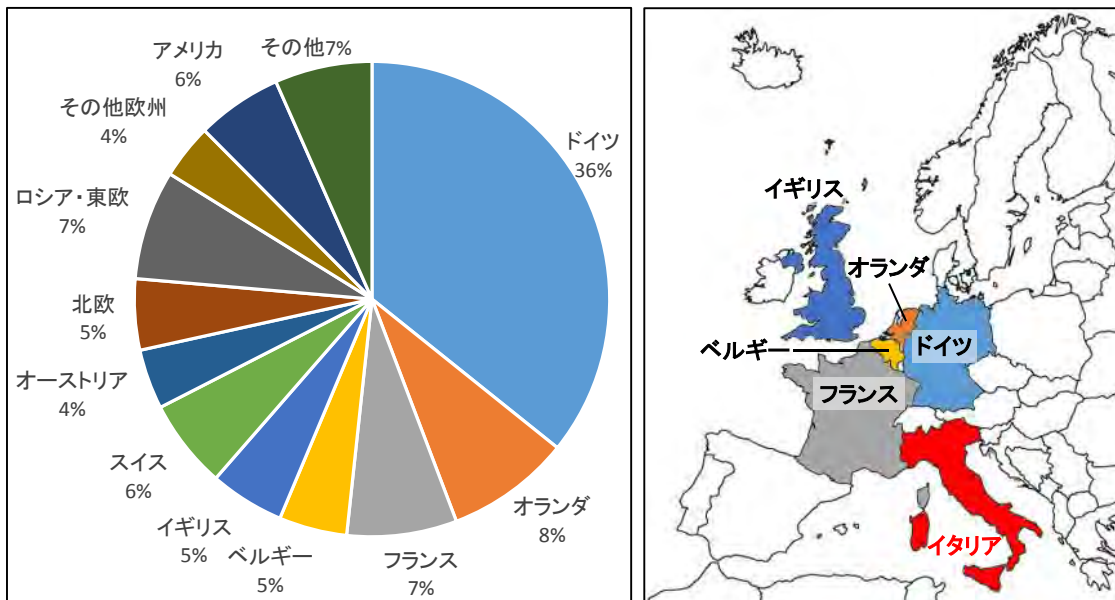
(図表 2-20) イタリアの農家民宿の国内客と外国人客の割合 (2014年)



資料：イタリア国家統計局 (ISTAT)

イタリアの農家民宿を利用する外国人客の約 9 割は、ヨーロッパ内から来ている。そのうち 36%がドイツ人と最も多く、次いで、オランダ、フランス、ベルギー、イギリスと続く（図表 2-21）⁷⁷。それに続くのが、スイスとオーストリアという隣国だが、スペインやギリシャなど、気候が似た隣国からの利用は多くない。一方で、人口が少なくても、気候が異なり、所得が高いオランダやベルギーからの利用が多くなっている。ドイツは、自家用車でイタリアに行くことができる近い距離にあり、ロシアを除けばヨーロッパ最大の人口があり、経済的に豊かで、自然や気候がイタリアとは異なる国である。日本の農村地域は、旅慣れていて有名観光地志向が薄く、旅行期間も長い欧米人旅行者に、現状ではマッチするが、いずれ日本の田舎にも、「近い」「人口が多い」「経済的に豊か」で「自然が異なる」国である中国をはじめ、アジア諸国からの旅行者が、多く訪れるようになることが予想される。

（図表 2-21） イタリアの農家民宿を利用する外国人客の割合



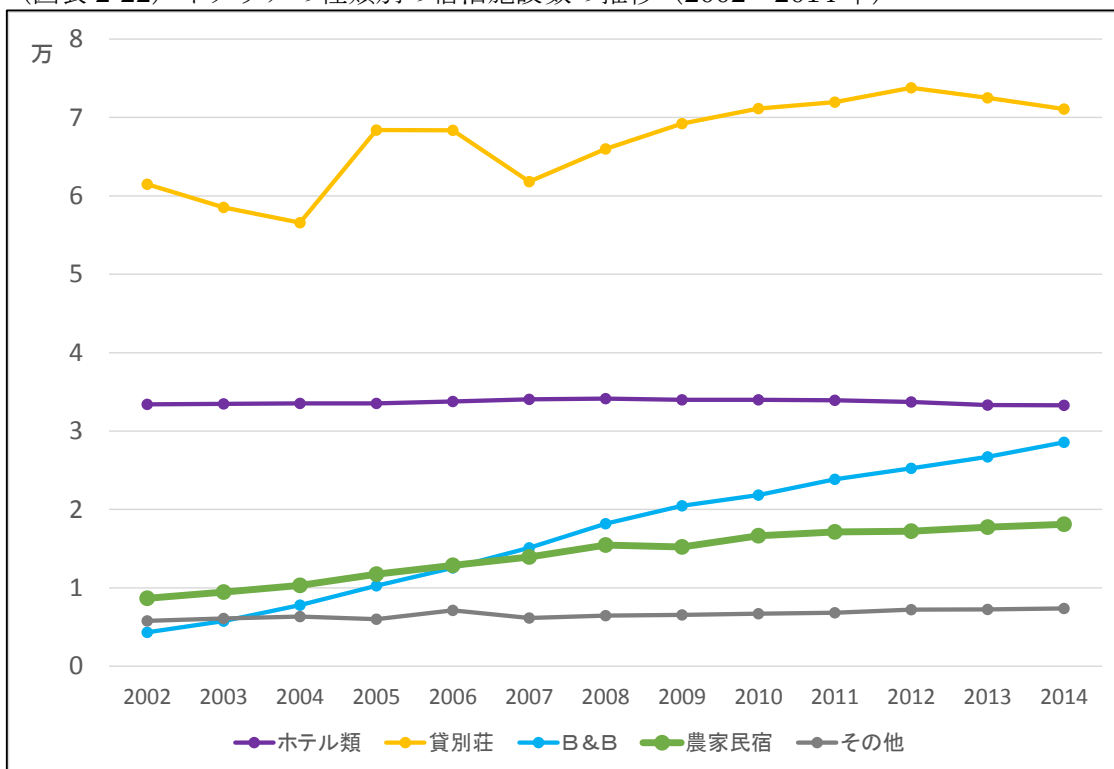
資料：イタリア国家統計局（ISTAT）

2002～2014 年間の宿泊施設の種類別の推移を見ると、農家民宿の施設数の推移を見ると、B & B の大きな伸び（658%）には及ばないが、ホテル類が±0%と横ばいである中、農家民宿も大きく増加（209%）し、2014 年で 18,121 ヶ所となっている⁷⁷（図表 2-22）。ベッド数でも、B & B の 762% の伸びに次いで、農家民宿は 237% と大きく伸び、2014 年で 244,352 床となっている（図表 2-23）。2014 年における全宿泊施設に対する農家民宿のシェアは、施設数では 11%、ベッド数では 5% となっている。ただし、近年はイタリア中部を中心に、各部屋にキッチンがあり「部屋数が多いアパートメント型が増え、プールも備えて、大規模な施設型になっている傾向」⁷⁸があり、日本の農林漁業体験民宿と大分異なる農家民宿が増えていることは、留意する必要がある。

⁷⁷ イタリア国家統計局 <http://www.istat.it>（参照：2016-02-02）

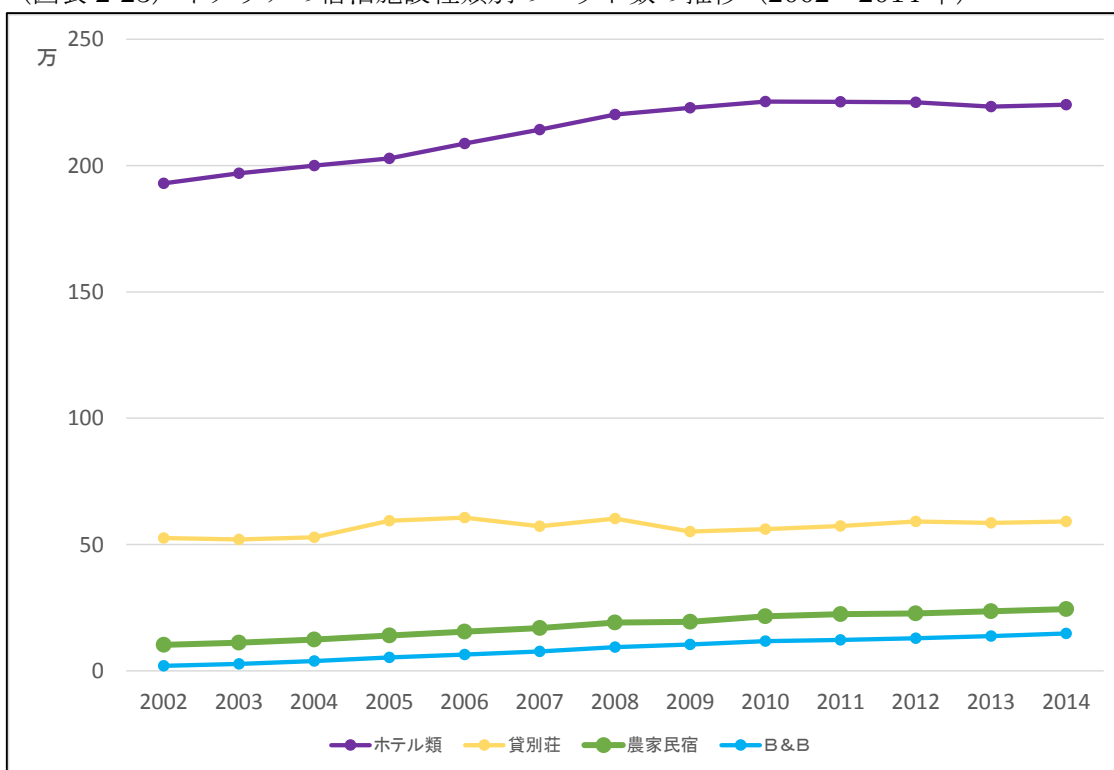
⁷⁸ 付属資料 3：千葉大学大学院 大江靖雄教授ヒアリングメモ参照

(図表 2-22) イタリアの種類別の宿泊施設数の推移 (2002～2014 年)



資料：イタリア国家統計局 (ISTAT)

(図表 2-23) イタリアの宿泊施設種類別のベッド数の推移 (2002～2014 年)



資料：イタリア国家統計局 (ISTAT)

(2) イタリアにおけるファームステイに対する支援施策

1) イタリアのファームステイに対する支援施策の歴史

前述のように、イタリアのファームステイは、1985年のアグリツーリズム法制定を契機に州政府の法令整備が進んで以降、大きな進展があった。このアグリツーリズム法制定の時代背景について、長手喜典氏は、「イタリアのアグリツーリズムは、既に約30年ほど前[1965年前後：引用者注]から自然発生的に主として、北イタリアのアルト・アディジェ地方で始まっていた。これはアグリツーリズムの先進国オーストリアの影響を受けたものと考えられる。しかし、オーストリアやその他ヨーロッパ主要国に見られるような法制度は整備されず、長い間、農業経営者や観光業者の恣意にまかされてきた。一方、イタリア農業の斜陽化が進行するなか、農村地区の再興を志向するイタリア農林省は、農業活動の活性化と、環境保護をもねらいとし、これにツーリズムを結び付けたアグリツーリズムの推進を政策課題として考えるようになった。」⁷⁹としている。

萩原愛一氏は、このアグリツーリズム法の意図について、次のように述べている。「この法律において、農村部にふさわしい観光の促進を通じて、農業を支えていくという姿勢が明確に打ち出された。すなわち、農村部における観光は、農業地域の発展と均衡の促進及び経営所得の補完と生活状態の改善を通して、農業生産者の存続を促すとともに、自然及び建築などの農業遺産のより有効な利用、環境の保全保護の強化、地域の特産物の販売促進、農村社会の伝統や文化の保護・振興、都市と農村の関係の改善等をもたらすものとして、大きな役割を期待されているのである。農村の経済や社会の衰退を、新たな観光形態を取り入れることによって、食い止めようとする意図がはっきりと現れているといえよう。」⁸⁰

これを基本法とし、イタリア各州でそれぞれ州法を定め、地域ごとのアグリツーリズム振興策が具体的に決まっていた。その後、アグリツーリズム法は、2006年に法改正された。その背景について萩原氏は、「1985年法の下で、イタリアにおけるアグリツーリズムは大きく発展した。制定から20年後の2005年、アグリツーリズムに携わる農家の数は、ほぼ2倍の13,000となり、利用者は300万人(うち外国人は60万人)、年間売上高8億ユーロの規模に達している。とはいえ、次第に、売上高も頭打ちの傾向となり、収益率も低下していた。また、アグリツーリズムの発展が一部の州に偏るという現象も自立ってきた。1985年法の制定から20年前後が経過し、まだ活用しきれていない農山村や農業の潜在力を引き出し、実情とそぐわなくなった点を改めることが求められるようになった」⁸⁰としている。

この法改正の特徴は、詳細は各州が定めることとされ、州に広い裁量が委ねられている点、開業手続についての簡便化、小規模なアグリツーリズム農家に配慮した認定や設備面の基準の緩和(一般の飲食業や宿泊業の場合に義務づけられている設備や厳しい要件を免除)、宿泊や食事の提供をともなわないレクリエーションや文化的活動もアグリツーリズムとして認定、その土地の農業生産物やワイン、郷土料理等の提供の義務づけなどである⁸⁰。

このアグリツーリズム法について、大島悦子氏は「アグリツーリズムを農業企業の活動の一部と定義しているのがイタリアの法律の大きな特色であり他国でこの種の法律を持つ国

⁷⁹ 長手喜典(1996-10)「イタリアのアグリツーリズム法(1985年,第730号)」『北見大学論集』(36)、北海学園北見大学学術研究会編、pp133-134

⁸⁰ 萩原愛一(2008-09)「イタリアのアグリツーリズム法」『外国の立法：立法情報・翻訳・解説』(237)、国立国会図書館調査及び立法考査局編、pp62-63

はない」⁸¹としている。すなわち、経営主体を「農業企業」に限定し、「農業企業経営者が、主たる活動である農地耕作、林業、あるいは畜産の3分野で農業企業としての活動を行うことにより、「宿泊、農家レストラン、自家製農食品の試食」など『客をもてなす活動』を『アグリツーリズム』とし、その所得を『農業収入』とみなすと定義している」のである。「そして主たる農業収入を正しく申告することにより、アグリツーリズム収入はそれを『補完する所得』とみなされ税務優遇措置がはかられている。逆にこれらの条件が満たされない場合は、一般のホテル等宿泊施設や飲食業として法律や税法が適用されることとなる。」⁸¹

また、「アグリツーリズムに使用する建造物は農場内にすでに存在し、現在は農地耕作に活用していない建造物に限定するとし、新たな建造物建造を全面禁止している。一方で地域の建築様式や特性、そして地域の景観・環境を尊重して既存建造物の修復整備などが促進されるように、各州政府が補助金を設けるよう指定している。」⁸¹

2) イタリアのファームステイに対する支援施策と実情

以上の国のアグリツーリズム法は、「アグリ・ツーリズム活動の大枠を定め、その位置づけを与えた点に意義が認められる。地方への権限委譲が進んでいるため、具体的な規定は州政府の規定に任されており、その結果地域の実情に応じた多様な展開を可能としている。そしてそれはまた、アグリ・ツーリズムの展開にとって重要な地域の多様性を保全・発展させることを可能としている。このことは、アグリ・ツーリズムの展開にとって地方への権限委譲が重要な意味を有していることを示すものである」⁸²。すなわち、アグリツーリズムとは、地域の農業に根差すことに本質がある限り、地方分権もまた必然的なものとなる。

アグリツーリズム法は、農家民宿の規模（収容力）の上限を設定することを州政府に求めているが、「具体的な上限数は州政府ごとの規定に任されている。これは地域の実情に応じてかなりの地域差があり、たとえばベッド数では、最小のヴァッレ・ダオスタの8ベッドから、イタリア北部のピエモンテ、トレンティーノ・アルトアディジェ、リグリーアなどで12ベッド、北部のロンバルディアや中部のトスカーナ、ウンブリア、アブルッツォ、およびシチリアなどでは30ベッドとなっている。また同様に、保健衛生の規定をはじめ、建築物、施設、設備の監督権限も州政府に任されており、具体的規定は州政府による。」⁸¹

また、「イタリアの多くの州政府はアグリツーリズムのための既存建造物の修復改造に関し、農家側の自己資金70%に対し30%を補助金(山間地区などでは最大40%)として拠出する制度を設け、アグリツーリズム用宿泊施設や厨房、食堂などの整備を推進した。」⁸¹

このアグリツーリズム法やそれに基づく州を中心とした施策が、イタリアのアグリツーリズムの方向性を大きく示し導いて来たと言えるが、一方で「イタリアは行政効率が悪く、決められたことが実施されなかったり、極めて手続きが遅かったり、実効性がなかったりすることも多い」ため、「規制があっても、現実にはすり抜けられたり、遵守されなかったりということも多く、中には、自らの農場で作った農産物の全てを、アグリツーリズムの客に

⁸¹ 大島悦子(2011)「サステイナブルな農村開発を支えるアグリツーリズム前篇」『日経研月報』(財)日本経済研究所、pp47-49

⁸² (財)都市農山漁村交流活性化機構(2003)『イタリアおよびドイツにおけるグリーン・ツーリズム支援制度』、pp9

提供して、アグリツーリズム収入が 100%となっている農家民宿もあった」。また、建物の初期投資に対する補助制度も、「申請してから認定されて支払われるまで 4～5 年かかり、行政組織の非効率性もあって使い勝手が悪いため、利用せずに開業する農家も多い」⁸³ である。

イタリアは、多くの企業が同族経営で行われる国であり、アグリツーリズムの成長も、農家も「企業家としての経営能力や経営センスが優れていること」「政府がアテにならないということもあり、お上に頼らず自分たちで何とかしないとイケないという意識が強い」こと、「同族間を中心とした互助的な人的ネットワークもある」ことなどから、「地域の資源や自分の能力を活かした創意工夫で、市場の多様なニーズにも合ったクリエイティブで多様なアグリツーリズムが、イタリアで生まれて来た」⁸³ という分析もある。

3) イタリアのファームステイを支援する組織

イタリアのアグリツーリズムを支援してきた全国組織の業界団体は、政治的な党派により以下の 3 つの組織が存在している⁸⁴。これは、それぞれの上部組織である農業団体の政治的な指向性を反映している。

- ①アグリトゥリスト(Agriturismo)：保守系、1965 年設立、最大の農家数、地主階層や農場経営者などの大規模経営者が主体
- ②テラノストラ(Terranostra)：中道系、1973 年設立、カトリック系の直接耕作農家が主体、環境省より環境保護団体の認定を受け、ISO9000 準拠の品質管理システムを適用して会員農家のサービスや生産物の品質向上を図っている
- ③ツーリズム・ヴェルデ(Turismo Verde)：左翼系、1981 年設立、左翼系の直接耕作農家の農業団体によって運営、会員規模は三団体で最小

「さらに、3 団体の協議会組織として、アグナリツール(Anagratur)という組織が存在しており、国の補助を受けて活動しているが、財政赤字削減の影響でその活動は目立ったものではなく、イタリアのアグリ・ツーリズムの海外への PR 業務、政府に対する 3 団体の統一的な要請行動などの役割にとどまっており、直接農家との関係を持っているわけではない。つまり、実際の会員農家の組織化と会員へのサービスの提供は、いずれも地方に支部組織を持つ 3 つの団体それぞれが行っているというのが現状である。」⁸⁴

この 3 団体は、いずれも民間団体であり、特定プロジェクトや事業に対して、政府が助成を行う場合もあるが、運営に関しては、政府の財政的な支援はない。「各団体の業務は、ガイドブックの作成・出版による加盟農家の PR 活動やアグリ・ツーリズム活動をさらに多角的にするための地域産品の振興など経営多角化活動へのマニュアル作成、および利用者からの予約仲介活動などが主なものである。それぞれのホームページから、直接会員農家へ予約を入れることも可能にしている。現在は、PR 活動に加えて多面的機能の発揮や環境保全、アグリ・ツーリズム農家数の増加によるサービスおよび地域特産物・加工品の品質面での管理と振興などに活動の重点がおかれている。」⁸⁴

⁸³ 付属資料 3：千葉大学大学院 大江靖雄教授ヒアリングメモ参照

⁸⁴ (財)都市農山漁村交流活性化機構(2003)『イタリアおよびドイツにおけるグリーン・ツーリズム支援制度』、pp6-8

ただし、ガイドブックの発行に関しては、グリーン・ツーリズム研究者の大江靖雄氏によると「最近ではネットに押され、2年ほど前には、発行をやめてしまった」。「これらのアグリツーリズム団体は、研修、コンサルテーション、調査などの事業をやっているが、ガイドブックによるPR・紹介という最大のメリットを失ったこともあり、加入率は高くない」⁸⁵とのことで、これら業界団体の役割や存在感は低下しているものとみられる。

(3) イタリアにおけるファームステイに対する認証・格付け制度

前述のようにドイツやフランスに比べ後発となっているイタリアのグリーン・ツーリズムでは、認証・格付け制度が、まだ根付いていないとは言えない。前節で挙げたイタリアの三つのアグリツーリズムの業界団体のサイトを見ても、認証マークや格付け制度の活用が確認できなかった。大江靖雄氏によると、イタリアの格付け制度については、「長い長い時間をかけて議論が続き、最近、ようやくまとまって、実施されているようだが、評価項目それぞれの条件をクリアしているかどうかを、自己判断でチェックして、点数を合計し、ランク付けするものなので、『お墨付き』としての性格が弱い」⁸⁵。「また、最近では、ヴェーネレ(venere.com)のような宿泊施設の検索・予約サイトが数多く出現し、そこでの利用者の評価やコメントが、利用者の選択に大きな影響を与えるため、こうした格付け制度の意味は、ほとんどなくなっていると思われ、あまり活用されているのを見かけない」とのことである。つまり、ドイツやフランスのように、認証・格付け制度がグリーン・ツーリズムの普及・発展に大きく貢献する前に、イタリアのグリーン・ツーリズムは大きく成長し、そしてインターネット時代に入って、認証・格付け制度が育つ状況ではなくなっていると推測される。

なお、イタリアでは、認証制度や格付け制度は、国全体ではなく州単位で設けられているようである。参考までに、ウンブリア州の格付け基準の概要⁸⁶は、下記のようにになっている。

●ウンブリア州のアグリツーリズムの格付け基準の概要

○必須条件：				
1.ベッドルームの設備：寝具及びタオル、家具、バスルーム設備、ごみ箱、緊急用の電話番号の掲示、料金表、救急箱、共同電話、暖房設備、窓 最低限保証されるサービス：シーツ交換及び補充、部屋掃除・掃除用具				
2.各宿泊施設の設備と必需品：寝具及びタオル、台所設備と台所用品、玄関周り、バスルーム設備、ごみ箱、救急箱、緊急用電話番号の掲示、掃除用具、共同電話 最低限保証されるサービス：シーツ交換及び補充、部屋掃除・掃除用具				
3.厨房及び食堂の設備と必需品（食事を提供する会社の場合）：一般的厨房、衛生、ねずみ等対策等 最低限保証されるサービス：食事終了後の片づけ、部屋の掃除、地元生産品の使用				
○構造的必要条件(A)：建造物の構造・構成、設備、食事等のサービスなど				
○特徴的的必要条件(B)：観光情報、周辺のレクリエーション環境、活動・体験メニュー、特産品等				
穂の数	必要不可欠な条件	構造的(A)	特徴的(B)	合計(A+B)
1	全ての必須条件を有する			
2	全ての必須条件を有する			最低 28 ポイント
3	全ての必須条件を有する			最低 42 ポイント
4	全ての必須条件を有する	最低 20 ポイント	最低 30 ポイント	最低 60 ポイント
5	全ての必須条件を有する	最低 30 ポイント	最低 40 ポイント	最低 75 ポイント

資料：(財)都市農山漁村交流活性化機構(2003)『イタリアおよびドイツにおけるグリーン・ツーリズム支援制度』

⁸⁵ 付属資料3：千葉大学大学院 大江靖雄教授ヒアリングメモ参照

⁸⁶ (財)都市農山漁村交流活性化機構(2003)『イタリアおよびドイツにおけるグリーン・ツーリズム支援制度』、pp3-4